

国民健康保険税とは

国民健康保険税で支える医療の給付

国保に加入していると、病気やけがをしたときの医療費の支払いをはじめ、子どもが生まれたとき（出産育児一時金）、家族が亡くなったとき（葬祭費）などに必要な給付を受けることができます。国民健康保険事業を運営するのに必要な費用は、みなさまに納めていただいている保険税と国や県の補助金、交付金などでまかなわれています。

令和8年度より子ども・子育て支援納付金分が追加されます

「子ども・子育て支援金制度」の導入により、児童手当の拡充をはじめとした子どもや子育て世帯に対する給付の拡充の財源の一部に充てるため、令和8年度より新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加されます。

「子ども・子育て支援金制度」について、詳しくはこども家庭庁のホームページをご覧ください。

こども家庭庁ホームページ→



国民健康保険税の4つの内訳

国民健康保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」及び「子ども・子育て支援納付金分」の4つの内訳で構成されています。「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は国民健康保険の被保険者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの被保険者のみに賦課されます。また、「子ども・子育て支援納付金分」は被保険者全員に賦課されますが、18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の人を含む）に係る均等割は全額軽減されます。

医療給付費分

「医療給付費分」は、みなさまが医療機関などにかかるときの費用の財源に充てられます。

後期高齢者支援金分

「後期高齢者支援金分」は、後期高齢者医療制度を現役世代が財政的に支援するものです。後期高齢者医療制度にかかる保険給付費の約4割をこの支援金で支えています。

介護納付金分

「介護納付金分」は、介護保険制度を40歳から64歳までの人が介護保険の2号被保険者として支援するものです。介護保険制度にかかる介護給付費の約3割をこの納付金で支えています。

子ども・子育て支援納付金分

「子ども・子育て支援納付金分」は、児童手当の拡充等、子どもや子育て世帯を全世代で財政的に支援するものです。

今後ともみなさまに安心して医療を受けていただけるように、保険税収納体制を強化していくとともに、特定健診・特定保健指導などの保健事業の充実によって医療費の抑制を図り、国保財政の健全な運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。